

不当な目的での再生手続開始申立てに当たらないとされた事例

【文 献 種 別】 決定／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 3 年 11 月 9 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（ラ）第 2038 号

【事 件 名】 給与所得者等再生手続開始申立棄却決定に対する抗告事件

【裁 判 結 果】 取消差戻し

【参 照 法 令】 民事再生法 1 条・21 条・25 条

【掲 載 誌】 判タ 1493 号 59 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25591976

弁護士 伊藤 尚

事実の概要**1 本事実の経緯**

本件は、抗告人が、主的に給与所得者等再生による再生手続の開始、予備的に小規模個人再生による再生手続の開始を申し立てた事案である（以下、本件申立てを「本件再生手続開始の申立て」という。）。原審は、本件再生手続開始の申立ては誠実にされたものではないから民事再生法（以下「法」という。）25 条 4 号に該当するとして、申立てを棄却したので、抗告がされたところ、本決定は、本件は法 25 条 4 号に該当しないとして原審決定を取り消し、本件を原審に差し戻した。

2 本決定で認定された事実の概要

本件では、以下の事実が認定されている。

(1) 認定事実① 再生債権の約 90%を占める個人債権者らの債権には、わいせつ行為や貞操権侵害を原因とする損害賠償請求権のほか、いわゆるマッチングアプリ等で知り合って関係を持った相当数の女性からの借入れを含み、その中には、婚姻の事実の有無や勤務先、借入れの目的等について虚偽の事実を述べて借り入れたものも含まれており、本件再生債権の中には、悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権が相当額あることがうかがえる。

(2) 認定事実② 弁護士が介入して支払を停止したことにより消費者金融等からの借入れがで

きなくなったことを契機に、弁済が困難な状況にあるにもかかわらず、そのことを告げないまま個人債権者らから借入れを行うようになったことがうかがわれ、その後、任意整理段階で複数の個人債権者らから債権放棄を受けたにもかかわらず、更に借入れを継続したことが認められ、仮に破産手続開始及び免責許可の申立てがあった場合には、免責不許可となる可能性は否定できない。

(3) 認定事実③ 再生手続開始申立て時に十分な財産を形成できておらず、住民税等の一般優先債権も滞納し、月々の家計状況の収支も余剰に乏しい。しかも、個人債権者らの中には、再生手続を進めることに同意していない者がいることが認められ、再生計画案の作成や可決には一定の困難が伴うことが予想され、仮に再生計画案が作成されたとしても、その履行可能性は必ずしも高いとはいえない。

決定の要旨

1 本決定は、本件再生手続開始の申立ては誠実にされたものではないとはいえず、法 25 条 4 号所定の棄却事由は認められないとし、再生手続開始原因の有無（法 21 条 1 項）や、個人再生に関する特則適用の可否等につき更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻した。その要旨は、以下のとおりである。

2 「法1条の目的、法21条と25条との関係や、法25条4号の文言及び趣旨等に照らすと、同号所定の『不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき』とは、真に再生手続の開始を求める意思や再生手続を進める意思がないのに、専ら他の目的（一時的に債権者からの取立てを回避して時間稼ぎを行ったり、その間に資産の隠匿を図ったりすること等）の実現を図るため、再生手続開始の申立てをするような場合など、申立てが上記のような再生手続本来の目的から逸脱した濫用的な目的で行われた場合をいうものと解するのが相当である。」

3 「これを本件についてみると、以下のとおり〔引用者注・各認定事実について、決定は、後記判例の解説二に記載のように述べる。〕、本件再生手続開始の申立てが、再生手続本来の目的から逸脱した濫用的な目的で行われたものと認めることはできないから、法25条4号所定の『不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき』に当たるということはできない。」

判例の解説

一 法25条4号の解釈指針

本件は、個人再生手続開始申立事件について、その申立てが、民事再生法25条4号に該当するかが争われた事案である。

本決定は、同条同号について、上記決定の要旨2に記載の解釈指針を示し、前記認定事実がある本件につき、「申立てが、再生手続本来の目的から逸脱した濫用的な目的で行われたものであると認めることはできない」とした。

本決定は、理由として、「法25条が棄却事由を消極的要件の形で規定しているのは、経済的窮境に陥った債務者の再建を早期に図るため再生手続開始の決定は可及的速やかに行われる必要があり、そのための調査・認定も迅速に行うことが要請されるためであると解される。そうすると、同条は、上記法の目的を達するため、法21条の開始原因を充足する場合であっても、なお再生手続

を開始するのが相当とはいえない例外的な場合について棄却事由を定めたものと解され、取り分け、同法25条4号は、同条1号ないし3号の具体的な棄却事由を定めた規定に引き続く補充的・包括的規定であるから、同条4号の要件は限定的に解釈するのが相当である。」としている。

二 前記各認定事実に対する本決定の判示

本決定は、本件における前記認定事実に対して、それぞれ以下のように述べている。

(1) 認定事実①について 悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権については、再生計画において減免の定めをすることはできず、再生計画に基づく弁済が終了した後に残額を弁済しなければならないとされている（法229条3項1号、232条4項、5項、244条）。したがって、抗告人が悪意で加えた不法行為に基づく相当額の損害賠償債務を負っているからといって、本件再生手続開始の申立てが、その支払を免れる目的で行われたと認めることはできず、専ら他の目的の実現を図るため、濫用的な目的で行われたものであると推認することはできない。

(2) 認定事実②について 破産・免責手続においては、上記のような事実があったとしても、当然に免責不許可決定がされるものではないし（同法〔引用者注・破産法〕252条2項参照）、再生債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権については減免の定めをすることができないことは前記のとおりであり、抗告人が、破産・免責手続における免責不許可決定を殊更回避する目的で本件再生手続開始の申立てを行ったとまで認めるに足りる資料はない。したがって、抗告人に、破産・免責手続における免責不許可事由に該当する可能性のある事実が認められるからといって、本件再生手続開始の申立てが、再生手続本来の目的から逸脱した濫用的な目的で行われたものであると推認することはできない。

(3) 認定事実③について 再生計画案の作成や可決に困難を伴い、また、再生計画に基づく弁済の可能性が必ずしも高くないからといって、直ちに本件再生手続開始の申立てが濫用的な目的等で行われたものであることを推認させるものではないし〔中略〕、現時点では、安定的かつ継続

的に働くことができる職場に就職して、比較的高額（月額 40 万円台後半）の給与収入を得ており、今後の再生計画案の作成や再生計画に基づく弁済に向けて、家族とも話し合った上で、生活環境を整えて家計を見直すとともに、義母からも子らの学費や食費の援助を受ける約束を取り付けるなどしていることが認められる。したがって、原告人において、これまで全く弁済をしていない債権者がおり、現時点で十分な資産形成ができていないことを勘案しても、本件再生債権について、再生計画に基づく弁済を行う意思や能力がないとまで認めることはできない。また、〔中略〕再生手続において、債権者の再生手続の進行等に関する意向は、最終的には議決権行使等を通じて手続に反映されるべきものであることを考慮すると、現時点で再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画認可の見込みがないことが明らか（法 25 条 3 号）ということとはできない。したがって、現時点において、本件再生手続を進めることについて同意していない債権者が存在し、再生計画に基づく弁済の可能性が必ずしも高くないなどの事情が認められるからといって、本件再生手続開始の申立てが、再生手続本来の目的から逸脱した濫用的な目的で行われたものであると推認することはできない。

三 申立て棄却事由に関する法 25 条 4 号の解釈について

1 法の定める申立て棄却事由の建付け

法 33 条 1 項は、裁判所は、法 21 条の要件を満たす再生申立てがあったときでも、法 25 条の規定によりこれを棄却する場合を除き、開始決定をすると定める。したがって、法 21 条の再生手続開始要件が満たされていても、法 25 条のいずれかに該当するときは、裁判所は、再生手続開始申立てを棄却しなければならない。

そして、法 25 条は、①再生手続の費用の予納がないとき、②既に係属する破産手続等によることが債権者一般の利益に適合するとき、③再生計画案の作成、可決の見込み、再生計画の認可の見込みがないことが明らかなき、を列挙した上で、さらに④不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでな

いとき、を棄却事由として挙げている。

2 本決定の法 25 条 4 号の規定の捉え方と解釈指針

本件では、この④の要件への該当の有無が争われた。

裁判所は、前記の理由付けを挙げた上で、真に再生手続の開始を求める意思や再生手続を進める意思がないのに、専ら他の目的（一時的に債権者からの取立てを回避して時間稼ぎを行ったり、その間に資産の隠匿を図ったりすること等）の実現を図るため、再生手続開始の申立てをするような場合など、申立てが再生手続本来の目的から逸脱した濫用的な目的で行われた場合をいうものと解するのが相当とした。本決定は、「同法 25 条 4 号は、同条 1 号ないし 3 号の具体的な棄却事由を定めた規定に引き続く補足的・包括的規定であるから、同条 4 号の要件は限定的に解釈するのが相当である。」としているが、このような解釈は、近時の多くの見解や裁判例が採るところといつてよい。

3 法 25 条 4 号の該当性に関する裁判例

法 25 条 4 号への該当の有無が争われた裁判例はいくつか存する。

該当するとした例としては、①総債権額の 6 割が故意の不法行為債権である事案において同号該当を認めて棄却したもの（札幌高決平 15・8・12 判タ 1146 号 300 頁）¹⁾、②営業権の回復を目指して通算 4 度の再生手続開始の申立てがされたが、真に債権者の権利変更による調整が必要でないのに、専ら担保権消滅制度を利用して担保権の抹消を目的として再生手続開始の申立てをしたとして棄却したもの（東京高決平 24・3・9 金法 1954 号 121 頁）、③債務者代表者が債権者集会に出席せず、同代表者との連絡も取りづらく、代理人弁護士も認否書提出期限までに同代表者と連絡が取れないとするなど、申立て前後の債権者や裁判所に対する態度は不誠実極まりないとして棄却したもの（高松高決平 17・10・25 金判 1249 号 37 頁）、④否認権行使を利用して連帯保証債務の取消のみを目的とした申立てであるとして棄却したもの（東京高決平 24・9・7 金判 1410 号 57 頁）がある^{2) 3)}。

他方、該当しないとした裁判例としては、⑤再

再生手続開始申立て後、それを告げずに公務員職員共済組合から借入れをし、これを債権者一覧表に載せなかった事案において、手続の不理解に起因するもので、一旦手続廃止後再度申し立てられた個人再生手続において、この債権者を手続内に取り込んで他の債権者と平等に扱いつつ計画を策定すればよいとして開始決定をしたもの（名古屋高決平 16・8・16 判時 1871 号 79 頁）、⑥債権者平等違反により再生計画不認可になったのち、別の計画を念頭に再度の申立てがされた事案において、「異なる再生計画の下に再度債権者との利害関係を適切に調整し、事業再生を図る機会を与えることが適当な場合も少なくない」として、開始決定をしたもの（東京高決平 17・1・13 判タ 1200 号 291 頁）、⑦粉飾決算、財産隠匿行為などが見られる事例について、「これらは、再生手続が開始された後において、監督委員の監督、否認権の行使、最終的には再生計画案に対する債権者の決議等によって決せられれば足りる」としたもの（東京高決平 19・7・9 判タ 1263 号 347 頁）、⑧借入れ時の担保権関係書類を偽造していたとしても、そのことだけで直ちに 25 条 4 号に該当すると解することはできないとしたもの（東京高決平 19・9・21 判タ 1268 号 326 頁）⁴⁾、がある。

このように、法 25 条 4 号を巡る裁判例においては、再生手続本来の制度や規定を正しく利用して、債務者の再生を図っていく意図が認められれば、最終的には債権者による再生計画案に対する賛否の意思に委ねればよいとして、再生手続本来の目的から逸脱した濫用的な目的で行われたものとはせず、手続開始を相当とするとの価値判断が見られる。

4 本件の判断

本件では、悪意による不法行為による債権が相当額あるとか、破産した場合の免責不許可事由があると見られ、また、再生計画の作成、可決に困難が予想され、計画の履行可能性にも疑問の余地があるという。しかし、悪意による不法行為の損害賠償請求権について再生法に従った処遇をすることは計画策定時点以降の問題であり、破産免責不許可事由があるからといって再生手続の利用が否定されるいわれはなく⁵⁾、計画の作成や可決の

見込みがないとか、履行可能な計画が策定できないことが「明らか」であれば 25 条 3 号により棄却されるが、それは 4 号の問題ではない。したがって、本決定は、これまでの裁判例が培ってきた解釈方針に添って（前記裁判例④だけは異例であるが）再生手続開始要件を検討し、まさに妥当な判断をしたものと理解されるところである。

●——注

- 1) ただし、この裁判後の法改正により、悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権等については、当該債権者の同意がない限り再生計画において減免の定め等をすることができないこととされたので、現在とは法制度の状況が異なる。
- 2) この決定に対して、山本和彦「再生申立権の濫用について——東京高決平成 24 年 9 月 7 日を手掛かりとして」NBL994 号（2013 年）12 頁以下は、否認権は、「倒産手続本来の目的である債権者に対する公平かつ多額の弁済を図るための主要なツール」であり、「再生手続の目的との齟齬はまったくなく、『不当な目的』と言う前提を欠く」と批判し、否認権行使の適否は、再生手続では監督委員と裁判所が判断するもので、債務者には決定権限はないとして、決定に反対する。伊藤尚「民事再生申立ての濫用（否認権行使を目的とした再生申立て）」金法 1969 号（2013 年）6 頁は、この決定が、「否認権行使のみを目的とする申立て」であると認定して、再生手続による再建を図ろうとする意図がなかったかのように見ることに、疑問を提示する。ほかにこの決定を巡る評釈として、増市徹「判批」金法 1977 号（2013 年）60 頁、安達拓「判批」金法 1998 号（2014 年）6 頁がある。
- 3) この事案の申立てが、取締役の任務懈怠、代理人による不法行為に当たるとして損害賠償請求された事件がある。東京地判平 25・11・6 判タ 1401 号 174 頁は請求を棄却したが、同伴は否認制度の本来の利用であって濫用的申立てとはいえず、上記平成 24 年の「東京高裁決定は妥当な判断とはいえない。」と判示する。
- 4) この決定は、「ここでいう『不当な目的』とか『不誠実』の要件は、特定の債権者との関係からではなく、あくまで債権者一般の利益の観点からとらえていくべきものである」とする。民事再生法 1 条の制度の目的に照らして考えれば、正しい観点と解されよう。
- 5) 旧会社更生法は、破産回避の目的を更生申立てで棄却事由としていたが、これには批判もあり（前記注 2 記載伊藤論稿の 9 頁注 2 に記載の諸文献参照）、いまは改正により、この規定は削除された。